

航空運賃還付の手続き



(沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業)

1. チケット購入

〈 小 児 〉	〈 身体障がい者 〉
離島割引運賃	離島割引運賃
※離島住民の小学6年生までが対象	※離島住民で障がい者割引対象者であること

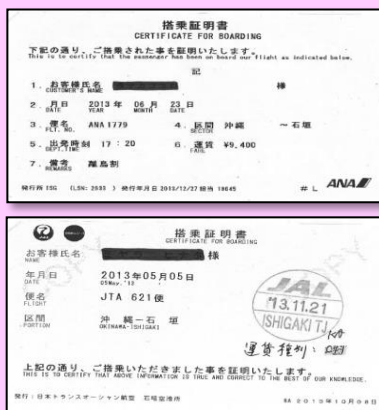


2. 航空機利用

3. 還付請求手続き(石垣市役所 市民課)

〈 必要書類等 〉

① 「搭乗券・ご搭乗案内・搭乗証明書」の原本 (運賃種別の記載のあるもの)



② 領収書(宛名は、請求者または対象者本人名)

※①または②で運賃種別の記載があることが必要です。

③ 対象者(小学校6年生まで・障がい者)の離島割引運賃カード

④ 対象者 または 請求者の 通帳又はキャッシュカードの写し

⑤ 請求者(窓口に来る方)の本人確認ができるもの(免許証 等)

⑥ 印鑑(シャチハタは不可)

(⑦) 障がい者の方は 障がい者手帳 の写し

(※同伴者がいる場合は同時請求をお願いします。)

4. 指定口座への還付金振込

